

水力発電設備における法定検査に係るデータ改ざんの概要

データ改ざん事象の追加事象の概要（報告済みの事案も含めた合計は 5 発電所、6 ダム、6 事案）

法定検査	発電所	時期	区分	事実関係（保安への影響含む）	原因の究明	再発防止対策
使用承認のための立入検査	葛野川発電所 上日川ダム 葛野川ダム	平成 9 年 11 月 ～ 平成 11 年 11 月 (1 回)	D	<p>【事実関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上日川ダムについては、水利使用規則に抵触する行為等（貯留できない時期に水を貯留する等）を建設省（当時。以下同じ）に隠すため、葛野川水力建設所第一工事事務所の土木担当部署は、所長、次長または課長まで了解のもと、平成 9 年 6 月から平成 11 年 7 月までの水位データを断続的に改ざんした。 ・葛野川ダムについては、平成 19 年 1 月 24 日付の「当社水力発電所の電気事業法に係るデータ改ざん及び無届工事に関する調査報告書」において報告済みの期間（平成 10 年 6 月～9 月）以降、平成 11 年 11 月までの間においても、水利使用規則に抵触するおそれのある行為（超過していた貯留量を解消するため流入量以上の水を放流する等）を建設省に隠すため、葛野川水力建設所第三工事事務所の土木担当部署は、課長まで了解のもと、水位とこれに関連した漏水量のデータを断続的に改ざんした。 ・また両ダムにおいて、揚水式発電所の水収支関連データ（水位、流入量、使用水量等）が計測精度の違い等から一致しないことへの対応として、建設所及び各工事事務所の関係部署は、協議のうえ、有水試験開始（平成 11 年 4 月）以降において、有効貯水容量を基準として水位データを含む水収支関連データを整合させていた期間があった。 ・この水位・漏水量データをもって、通商産業省（当時）への使用承認申請（平成 11 年 11 月提出）を行った。 <p>【保安への影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・挙動評価結果並びに点検結果より、ダムは安定した挙動を示しているとともに、特筆すべき劣化変状も認められないことから、安全な状態を確保していると考えられる。 	<p>改ざんが行われ、それが継続した原因として、「改ざんの根本的原因が生じる背景」、「改ざんを実行してしまう心理」、「改ざんを実行できてしまう環境」、「改ざんが継続してしまう環境」の 4 つが挙げられる。</p> <p>【改ざんの根本的原因が生じる背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転開始期日の厳守、安定供給確保に対する重圧 <p>【改ざんを実行してしまう心理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政に対して説明の必要のない「きれいな数字」で報告したいという心理 ・安全上問題がないから多少の数値操作は許されるとの心理 <p>【改ざんを実行できてしまう環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖的な職場（内輪だけの処理ができてしまう環境） ・チェック体制等の不備 <p>【改ざんが継続してしまう環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チェック体制等の不備 	<p>【意識面（しない風土）の対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データの取扱いに関する心構えを認識させるための仕組みの構築 <p>【仕組み面（させない仕組み）の対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計測データに異常値が発生した場合の取扱いルールの明確化 ・各店所計測管理担当による計測業務、手引き等の相互チェック <p>【仕組み面（言い出す仕組み）の対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム計測管理業務に関するサポート体制の充実

国土交通省関東地方整備局からの報告徴収（平成 19 年 1 月 24 日付）の提出後、当局へのデータの追加提出及び精査の過程で判明したものの。

当該事案については、同局に提出した平成 19 年 2 月 14 日付の当社報告書「当社水力発電所の河川法に係るデータ改ざん及び手続き不備に関する調査報告書」の中で公表済み。

< 検査データ処理における結果区分 >

A：法定検査の成立性に問題があり、かつ保安規定（原子力のみ）に抵触する可能性があるもの

B：法定検査の成立性に問題があるか、または保安規定に抵触する可能性があるもの

C：法定検査、保安規定への影響が軽微であるが、広範囲にわたって行われていたもの

D：法定検査、保安規定への影響が軽微なもの